

第2回渡島教育局管内特別支援連携協議会

令和8年（2026年）2月26日発行
北海道教育庁渡島教育局教育支援課学校教育指導班

令和8年2月12日（木）、第2回渡島教育局管内特別支援連携協議会を開催しました。
本連携協議会では、渡島管内の特別支援教育総合推進事業について事務局から説明した後、渡島管内の特別支援教育の充実に向けて協議を行いました。

◆ 令和7年度（2025年度）特別支援教育総合推進事業等に係る取組 ◆

- ・ 渡島教育局管内専門家チームによる巡回相談の取組
- ・ 特別支援教育スーパーバイザー訪問の取組
- ・ インクルーシブな学校運営モデル事業の取組
- ・ 効果的かつ効率的な巡回指導に向けたモデル構築事業の取組

◆ 令和7年度第1回の協議より ◆

「連続性のある多様な学びの場」の中で、個々の教育的ニーズに最も的確に対応できる「適切な学びの場」を検討する際には、まずは通常の学級において、「誰もが分かりやすい授業づくりができていますか」といった視点で授業改善を図ることが重要である。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒が増えてきている現状から、全ての学校の教員が、自立活動に関する理解を深める必要がある。

◆ 令和7年度の協議テーマ ◆

地域における就学後の学びの場の柔軟な見直しに向けて
～実態に応じた適切な学びの場と指導内容の具体～

第2回目の協議の柱

～学びの場の柔軟な見直しに繋がる自立活動の指導の具体について～

【○成果 ●課題】

- 自立活動に関する内容を交流学級における活動にも位置付け、継続して取り組むことで、自己理解や他者理解が深まり、特別支援学級の児童生徒も安心して学べる集団づくりに繋がった。
- 個別の教育支援計画を活用し、これまでの取組の様子や、幼児児童生徒にとって必要な配慮事項、支援方法について、進学先に確実に引き継ぐことが必要である。



◆ 第2回目の協議のまとめ ◆

- 学びの場の柔軟な見直しを行う上で、通常の学級においても、個別の教育支援計画を作成、活用し、「合理的配慮」の申出や校内外の資源を活用した支援が可能であることについて保護者を含めた全ての関係者で共通理解を図ることが重要である。また、「合理的配慮」や「自立活動の指導」といった、本人の努力のみではなく、「環境調整」の視点からの支援が重要である。

- 各委員の方々から発表いただいた、「学びの場の柔軟な見直しに繋がる自立活動の指導」の具体については、「取組事例集」としてまとめてありますので、ご活用ください。
- 今年度の協議を基に、管内の特別支援教育の一層の充実に向けた取組について検討し、次年度の第1回目の本協議会で提案します。